

## 第60号議案

春日市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)等の一部改正に準じ、出産育児一時金の額を改定するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日市国民健康保険条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。